第1回埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会 議事概要

◆日 時

令和5年10月2日(月) 開会 午後2時~午後4時

◆出席者

(委員)5名

(事務局)公益財団法人埼玉県公園緑地協会 10名

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長の選出委員の互選
- 5 水着撮影会に係る現状と課題について
 - (1)以下の点を事務局から説明し、了解を得た。
 - ①令和5年6月における水着撮影会の中止要請、中止要請撤回、検討委員会設置 までの経緯
 - ②令和5年2月にしらこばと公園で策定・運用していた水着撮影会の詳細な許可条件と川越公園の許可条件を例示・比較し、公園ごとに許可条件が統一されていなかったことを説明
 - ③令和5年7月19日に策定し、3水上公園で統一運用している水着撮影の暫定 許可条件の説明

(2)委員との主な質疑・意見(順不同)

(事務局発言)

- ・ 3つの水上公園で水着撮影会を開催する時は遮蔽を行い、基本的に外部から 見えない空間を作っている。
- ・ 今秋開催している水着撮影会においては、大きな条件違反や、他の利用者からのクレームもなかった。
- ・ 主催者も自主的に監視するとともに、公園管理事務所職員も巡回監視することにより、許可条件の遵守状況のチェックを行った。公園側から指摘して水着の着替えを依頼する等主催者とコミュニケーションを密に取ることにより、主催者、参加者、公園側との間で、トラブルなく開催できた。

- ・ 未成年者のモデル出演について、これを禁じるようなルールはこれまでなかった。
- ・ 埼玉県以外の都道府県の公営プールや民間のプールでは水着撮影会がほとん ど開催されていない。
- ・ 参加するモデルの肖像権を守ることが求められる中、主催者によってモデル を売り出すためにSNS等で積極的に拡散することを目的とする団体と、撮影 するカメラマンの個人的な趣味を尊重し拡散すると社会問題になるので消極 的な団体とに分かれる傾向がある。

(委員発言)

- ・ 都市公園には、公園施設を有効活用し、県民等に休息・リクリエーション活動の場を提供する役割がある一方で、管理運営を通じて収益を上げていくことも求められている。水着撮影会についても、プールの夏季以外での施設の有効活用という面がある。
- 水着撮影会に、未成年のモデルがいるというのは検討するべきだと思う。
- ・ アイドルやネットアイドルで、本当は成人していても自称中学生というのは よくある話である。対象者が本当に未成年であるのか確認し事実を元に議論す べきである。
- プールでの水着撮影会は希望する者だけが参加する閉ざされた空間であり、 不特定多数の人がプール利用をしている中で実施されているものではないことは重要。
- ・ SNSでの拡散に関し積極的な団体と慎重な団体があるのは、コンサートの 考え方と一緒である。

6 検討会の進め方について

(1)以下の点を事務局から説明し、了解を得た。

- ・ 次回以降の第2回、第3回の検討会において、様々な分野の専門の方8人からヒアリングを予定していること。
- ・ その後、12月に論点を整理、年明け1月に提言骨子を定め、2月に提言を いただく予定であること。
- ・ 最終的に2月の提言後に公園緑地協会として令和6年度以降の新たな許可条件を策定し、報道発表を行うこと。
- ・ 検討会の議事概要は、発言者の了解をいただいた上で、公園緑地協会のホームページで掲載すること。
- ヒアリングの対象者や進め方について協議し、了解を得た。

(2)委員との主な質疑・意見(順不同)

(委員発言)

- 多くの一般の人は撮影会自体が県営公園にはふさわしくないという意見を持っているからあれだけ大騒ぎになったのではないかと思っていたが、県民からの声が公園で許可することに否定的な意見が少なかったと事務局から聞くと、意外であった。
- ・ 電話やメールの意見では、公園でやるのは良くないという割合が1割なり2 割くらいに過ぎないという事務局の説明だったが、本当にそれが県民の意見といえるのか。

また、ネットが得意な人たちの意見が SNS で拡散されて数が多くなったから といって、それは多くの一般県民の声なのか。

- 寄せられた意見がどういう意見だったのかという分析を整理しておくことが 必要だ。。
- ・ 県民の声を聞くことは、県民やマスコミの理解を得る点では重要とは思うが、 あまりそこに左右されすぎてしまうのはいかがか。仮に開催について反対意見 が多かった場合に、それを理由にして開催の是非を判断すべきではない。
- ・ 検討会の中で提言なり条件の案が出た段階で、例えば県民からの意見募集を するという方法も考えられるのではないか。
- (3)情報の取り扱いについて、意見交換により以下のとおり取り扱うこととした。
- ・ 委員とヒアリング対象者の全ての方の氏名や職務について、検討会開催中も、 提言後もこの抽象的な表記とし、氏名や所属は公表しないこと。
- ・ ヒアリング対象の方については、提言がまとまるまでは自らの発言を控えていただけることを条件にヒアリングをお願いすること。

7 その他

事務局から今後の検討会開催日の日程調整に係る留意事項等を説明

8 閉会

(以上)